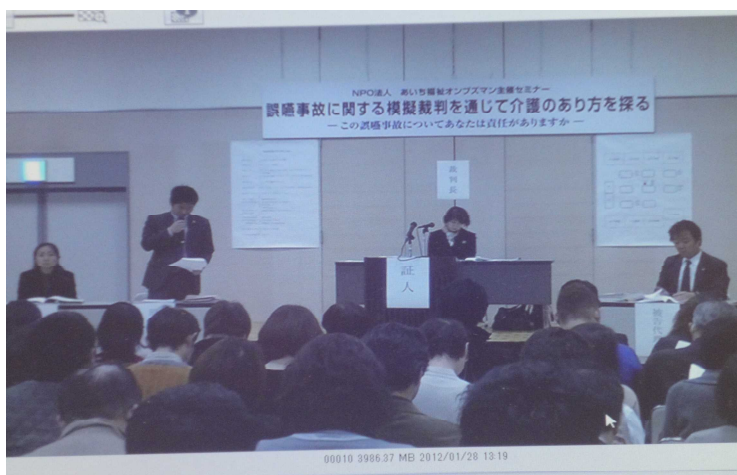


H23年度 あいち福祉オンブズマン・セミナー 開かれる

—— 裁判劇「誤嚥による窒息死を疑われる事案」 ——

平成24年1月28日、朝日会館にてオンブズマン・セミナーが開催された。第1部は、裁判劇、第2部はパネルディスカッションで構成。これは昨年度のセミナーで「この転倒事故についてあなたは責任がありますか」というテーマで転倒事故の民事責任を扱った模擬裁判劇を実施したところ、300人の定員をオーバーする申し込みがあり、大変好評を博して終了し、再度企画してほしいとの希望が多く寄せられた結果を受け、今年度もテーマを変えて実施されたものである。今回の裁判劇のテーマは「誤嚥による窒息死を疑われる事案」であった。



午後1:00開始

開会あいさつ

第1部 裁判劇

ナレーション

裁判スタート

- ①裁判官・原告被告代理人着席
- ②裁判官開廷宣言
- ③裁判官の指示により、原告代理人訴状の要旨の告知
- ④裁判官の指示により、被告代理人答弁書の要旨の告知
- ⑤裁判官争点を確認して証拠調べ開始宣言

証人尋問開始

第1証人 主尋問・反対尋問

第2証人 主尋問・反対尋問

被告代表 主尋問・反対尋問

証人の尋問終了

裁判官審理の終了宣言・判決言渡日の告知

第2部 パネルディスカッション

第3部 質疑応答(10分間)

閉会の挨拶

午後5:00終了

当日のナレーション

私たちあいち福祉オンブズマンは、昨年2月に転倒事故をテーマにした模擬裁判劇を企画実施いたしました。皆さまの関心が非常に高く、多数の参加申し込みをいただきました。参加された方がたにとってはそれぞれの立場でいろいろと考えさせられるところがあったようで、このような企画を今後も実施してほしいと大変好評でした。このような裁判劇は弁護士を中心に活動するあいち福祉オンブズマンだからこそできるものと思います。皆さまのご期待に応えようと今年度も模擬裁判劇によるシンポジウムを企画いたしました。今回のテーマは食事時の誤嚥による窒息死を疑われた事案といたしました。

裁判劇の概要を申し上げます。亡くなった上野花子さんは、大正9年生まれの91歳でした。花子さんは夫を亡くしてからデイサービスやグループホームを利用していましたが、平成20年に要介護度4の認定を受け、居住地である小牧市の特養あいちの会に入所しました。花子さんには認知症の症状がありましたが、毎日の食事を殊の他楽しみにしており日常的には嚥下機能の低下は見られず食事の形態は軟飯・常食でした。

平成21年9月22日の事です。あいちの会の2階食堂ではいつものように夕食が始まっていました。その日の担当介護士渡辺満里奈が上野花子さんの異変に気付いたのは午後6時ころでした。花子さんは救急車で小牧市民病院に運ばれましたが、その日の午後11時半に死亡が確認されました。

花子さんには、二人の娘があり、それぞれ結婚し名古屋で暮らしています。

長女長谷川桃子さんは、花子さんが特養入所の際に身元引受人となっています。

花子さんの死亡後、次女である小川莉花さんは、「母親が死亡したのは、あいちの会の食事介助が適切でなくそのため食事を誤嚥し、窒息により死亡した」としてあいちの会に慰謝料2500万円を請求する民事訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。

訴訟の争点は以下の3つです。

- 1・あいちの会の夕食時の見守りが十分であったか
- 2・提供した食事に問題はなかったか
- 3・職員が誤嚥事故発生後、ただちに適切な応急対応をしたか

裁判劇ではこの3点に対し原告・小川莉花の代理人と被告・あいちの会の代理人がそれぞれに主張を述べます。実際の裁判では原告への尋問もありますが、今回は時間の関係で省略いたします。次に証人尋問としてあいちの会の職員、当日の花子さんの担当であった介護士とケアプラン作成を担当したケアマネージャー、そして管理責任者である施設長が当日の状況や施設の介護体制等について証言し裁判劇は終了します。そして10分間の休憩の後、5人のシンポジストがそれぞれの専門の立場からこの裁判についてのパネルディスカッションを行います。時間がありましたらフロアからの質問もお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

アンケートから

- 事故を起こさないようにヒヤリハット事故報告など、リスクマネジメント委員会で検討し周知徹底をしていますが、多くのことに気付き、学び勉強になりました。今回は施設ひとりで参加させてもらいましたが、次回は他のスタッフと一緒に参加し勉強したいと思います。またこのような形式の学習会を希望します。
- ①ヒヤリハット時点での分析の重要性、②介護職の専門性のとらえ方が施設側、原告側とでは違う点、③ポジティブプランの立案により、リスクも高まり、義務違反の可能性も高まる点での施設職員としての戸惑い・・・など他にも多くを学びました。
- 食事介助一つに対しても、いくつもの注意点、食材形態などの工夫や環境調節が大切で責任の重さを感じました。
- 本当に勉強になりましたし、いい経験をさせてもらいました。裁判は実際に見ているようで身につまされてしまいました。マニュアルを見直し、職員への教育も考え直さないと、と思っています。非常に参考になりました。
- 利用者さんの情報からリスクを把握して、どういう対応、リスク管理をしていくか、改めて大切だと思った。嚥下に関しては、医学的知識を持つ看護師がどのように把握しているのかについて、看護師、医師（配置医）の責任も問われるのではないと思う。施設によって、どこまでできるか、何ができるのか違う部分もあると思う。どの介助でもそうだが、行為によって起こるリスクをどう考えたらよいか、また行為しないことによって起こることと併せて整理して考えたい。法的な面から介護の現場のことを考えられて、とても勉強になりました。
- 法律家の視点、介護職の視点によって、介護職の専門性は別かという点が聞いて面白かった。去年はなかった質問の時間があったのはうれしかった。
- 模擬裁判とはいえ、すごくリアルな感じでした。日々の業務を見つめなおす、考えなおすいい機会になりました。
- 実際起こりうる事件であるため、自分の立場になって考えることができた。法律の求める所の介護の専門性と介護現場での介護の専門性の違いがあることが分かりました。もっと勉強が必要と思いました。
- 私は管理栄養士として特養に勤務しており、日常似たような場面があり、とても考えさせられました。食材の選び方、切り方、個人に合った形態についてもっと深く考えるべきだなと思いました。リスクを回避すべきか、食事の楽しみを優先させるか、難しい問題です。何事も説明できるようにしておかなければと感じました。
- 事故の際、ケアプラン計画書の内容が重要視されるため、ケアプラン作成者と実際介護にあたる人が密に情報交換を行う必要があると感じた。
- 去年は転倒事故についてでしたが、今年は施設でも多発しやすい「誤嚥」についての裁判はリアルで、証人として自分だったらどう答えるか感じてしまった。きっちりと記録を残すこと、対応のまずさがないようにしなければならなかった。
- 裁判の様子はドラマ以外に観たことがなく、本職の弁護士さんが劇中で原告、被告代理

人を演じるのは素晴らしかった。自分が証人に立つことになったら、原告側弁護士から厳しい質問が飛ぶことを知った。演技とは思えない言葉のやり取りがすごかった。特養の入所者も重度化しており、厳しい職員配置の中で、いつ起きても不思議でなく事故は起きる。誤嚥が過失か？専門職の職責が問われる。注意義務がどこまで問われるのか。いつか訴えられる。介護の仕事から逃げたくなる。またぜひ裁判劇が見たい。